

## 特定非営利活動法人ローカルガバメント・ネットワーク 講師派遣規定

### (目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人ローカルガバメント・ネットワーク（以下「法人」という。）が受託する事業において、委託料の積算根拠とすることを目的とする。

### (委託料)

第2条 事業依頼者が法人に支払う委託料は、次に掲げるものを合計した金額とする。

- (1) 事業依頼者が指定する場所において、法人が派遣する者（以下「講師等」という。）が、事業を実施する謝金相当額。
- (2) 講師等の居住地から、事業依頼者が指定する場所までの往復交通費。

### (謝金相当額)

第3条 前条第1号に定める経費は、講師等が事業を実施する場所での準備並びに後片付け等を含めた滞在時間に応じるものとし、1日8万円、半日4万円とする。ただし、滞在時間が4時間以上の場合は1日とする。

2 前項の報酬及び謝金等には、原稿料（資料作成経費）を含むこととする。ただし、印刷製本は実費とする。

### (旅程)

第4条 旅程は、講師等の居住地から事業依頼者が指定する事業を実施する場所までの区間で、公共交通機関を使用した合理的な旅程としなければならない。

### (旅費積算)

第5条 航空運賃、宿泊費については実費とする。

- 2 鉄道およびバスの使用にあたり、通常より安い運賃の適用があるときは、その額とする。
- 3 講師等の移動時間は、午前9時から午後6時までとし、前条による旅程においてこの時間を超えるときは前泊並びに後泊をすることとする。
- 4 第1項、第2項に定める規定は、事業依頼者が定める旅費規程等を根拠として差し支えない。

### (雑則)

第6条 本規則によりがたい場合は、理事会が別に定めることができる。

## 附 則

本規則は、令和4年12月11日より適用する。